

TEMPLATE BOOK

エステサロン AI導入・活用 例文・ひな形集

コース契約（特定商取引法）の確認表／お客様連絡の文例／スタッフ向け利用ルール

コース契約の仕分けと概要書面・契約書面のチェック表、クーリング・オフと中途解約の早見表、医師法との境界の確認、表現の言い換えに加え、体験予約・コース案内・アフターケア・休眠のお客様への連絡・口コミ返信・求人原稿などの文例を、生成AIに下書きさせる依頼文つきでまとめました。お客様の肌や体の情報を入れないための早見表と、スタッフが守る利用ルールも、[] を埋めればそのまま使える形です。編集できるWord版つきです。

ひな形（例）です。法的助言ではありません。[]を自店の規則・契約・運用に合わせて書き換えてください。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現の判断は、サロンの責任者と各分野の専門家（消費生活センター・保健所等の窓口を含む）に確認してください。

はじめに：導入の判断から日々の文章まで

エステサロンのAIには、文章を作るもの、予約・顧客管理を支援するもの、肌や姿勢の情報を整理するものがあります。本資料は、導入判断・コース契約の確認・スタッフの決まり・お客様連絡をまとめた編集用のひな形集です。

使い方（3ステップ）

手順	進め方
1	第1・2章で目的・予算・試す期間を決めます。目標値は自店で設定します。
2	第3～7章で契約・表現・同意・入力ルールを確認し、責任者が承認して共有します。
3	第8・9章で下書きを作り、人が確認して送信・公開します。個別情報はAIの外で差し込み、第10章で運用を見直します。
01	エステサロンのAI導入は4種類 P3
02	判断シート・ベンダー質問 P4-5
03	コース契約（特定商取引法）の実務 P6-10
04	医師法との境界・表現・口コミ P11-13
05	撮影・録音の同意 P14
06	スタッフ向けAI利用ルール P15-16
07	入力NG早見表 P17-18
08	お客様連絡・集客の文例 P19-22
09	依頼文の型・出力の確認 P23-24
10	公的資料・補助金・運用 P25-26
FAQ	よくある質問・AI-LEAPについて P27

ご注意：効果はサロン・事業者により異なり、成果を保証するものではありません。確認日：2026年10月22日。制度・規約は利用時に確認してください。契約・精算・施術の安全・医療との境界・効果表現の判断は人が行います。特定製品の推奨や順位づけは行いません。

ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

エステサロンのAI導入は4種類

種類は編集上の整理です。機能は製品・契約ごとに異なります。予約の課題は、AI以外の標準機能で対応できるかも確認します。

種類	できることの例	費用・契約の確認点	必要なもの
①生成AI	DM・口コミ返信・SNS・同意書の案内文の下書き	無料・有料の条件、税・席数・利用枠・支払周期	承認済みアカウント、入カールール、確認者
②予約・顧客管理のAI機能	回答・配信文の下書き、登録案の作成	既存契約に含む範囲、追加料金、連携・解約条件	予約システム、権限設定、人の確認手順
③カウンセリング用AI	AI肌診断・姿勢／体型分析・スマートミラー等による情報整理	機器・利用料・保守・更新・契約期間の総額を見積り	撮影端末・場所、同意、保存ルール
④バックヤードのAI	会話からの接客カルテ作成、予約対応等の業務支援	対象機能、録音・保存・連携の費用と契約終了時の扱い	説明・録音同意、閲覧権限、内容の確認担当

規模別：検討する順番の例（編集上の整理）

規模	検討する順番
ひとりサロン	法定書面を整えた上で①の下書きから。予約はLINE公式・予約システムの標準機能を確認します。
スタッフ2～5名	①の利用ルールを共有し、③か④のうち課題が大きいものを試します。
多店舗・FC	①の組織向け契約と④のカルテを検討。本部で勧誘文・広告の確認フローを決めます。

公式発表の例：Focuskinは肌分析（機器導入費用の公式表示は未確認）、姿勢ナビは姿勢の可視化。結果は目安で、肌トラブル・疾患の判断は医師へ。BEFORE AFTERのAIカルテはβ版の先行リリース予定という発表で、料金の記載はありません。Reserve.MIは下書き・登録案の作成例。リピッテビューティーは生成AIではなく自動予約です。発表は第三者の効果検証ではありません。

出典：https://prt看mes.jp/main/html/rd/p/000000007.000153844.html / https://shiseinavi.com/ /

https://prt看mes.jp/main/html/rd/p/000000015.000077473.html /

https://prt看mes.jp/main/html/rd/p/000000004.000191294.html / https://www.value-press.com/pressrelease/380864 / 確認

日：2026年10月22日

ひな形（例）です。法的助言ではありません。[]を自店の規則・契約・運用に合わせて書き換えてください。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現の判断は、サロンの責任者と各分野の専門家（消費生活センター・保健所等の窓口を含む）に確認してください。

ひな形1：AI導入 判断シート

【店舗名】 AI導入 判断シート 作成 【年月日】 / 承認 【役職】

目的・困っている業務： [] / 候補： [①生成AI/②予約・顧客管理/③カウンセリング/④バックヤード]

測る数字： [] / 対象・集計期間・定義： [] / 集計担当： []

導入前の値： [] / 自店の目標値： [] / 確認負担の上限： []

予算上限：初期 [] / 月額 [] / 契約期間の総額 [] / 税の扱い []

契約期間・更新条件： [] / 解約の期限・費用： []

運用担当： [] / 不在時の代行： [] / 最終判断者： []

使う情報・同意の確認： [] / 人が行う判断・確認手順： []

試す期間：[開始日]～[終了日] / 判定日： []

止める条件：[費用・情報管理・確認負担等] / 代替運用・データ削除： []

判断：[試行/保留/見送り] / 理由・次回確認日： []

測る数字の定義例（業界平均・目標値ではありません）

指標	本シートでの定義
再来店率	対象の来店者のうち、定めた期間内に再来店した人数÷対象の来店者数
来店周期	対象者の連続する来店日の間隔の合計÷対象の来店間隔数。日数で記録します
コース継続率	終了したコースの対象者のうち、定めた期間内に次のコースを契約した人数÷対象者数
体験からの契約率	対象の体験参加者のうち、定めた期間内の契約者数÷対象の体験参加者数
口コミ返信率	対象期間に受けた口コミのうち、集計日までに返信した件数÷対象の口コミ件数
AI下書きの修正時間	下書きの確認開始から承認までの実作業時間。待ち時間を除き、修正・照合を含めます
客単価	対象期間の売上÷同期間の延べ来店客数。物販・コース売上の計上範囲をそろえます

率は百分率で記録し、分母が0の場合は算出しません。対象・期間・取消・返金の扱いを固定して比較します。目標値は自店で設定し、個人別の元データは生成AIへ入力しません。

ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

ベンダーに聞く質問リスト

肌写真・体型写真・会話の録音を扱う機能は、データごとに回答を求めます。見積書・契約書・仕様書の該当箇所を残してください。

項目	質問	回答・根拠
保存・削除	写真・音声・解析結果の保存先と国、期間、閲覧者は？契約終了時の返却・削除方法は？	[]
学習・委託	入力・出力を学習に使うか？停止設定・例外・委託先・再委託先・外部送信先は？	[]
説明・同意	目的の説明、撮影／録音別の同意記録、断る場合の代替方法、撤回への支援は？	[]
表示・人の判断	診断・治療と受け取られない表示か？解析結果の限界と、人が確認する範囲は？	[]
費用・契約	初期・月額・保守・研修・連携の総額、税、最低契約期間、自動更新、途中解約の条件は？	[]
連携・障害	何を予約・カルテへ連携するか？登録前の確認、誤記訂正、通信断時の代替運用は？	[]

試す期間の確認表

確認	記入欄
範囲・期間	業務・機能 [] / 開始 [] / 終了 [] / 責任者 []
費用・移行	試行費用 [] / 有料移行の有無・条件 [] / 終了申出期限 []
比較・確認	導入前の期間・値 [] / 指標 [] / 修正時間 [] / 同意・障害対応 []
終了時	継続・停止の条件 [] / 判定日・担当 [] / 削除確認・代替運用 []

生成AIの料金・学習利用は公開日および申請・契約時に再確認します。個人向けと組織向けで扱いが違い、「学習しない」は「保存・外部送信しない」と同じではありません。法人向けでも入力してよい情報の確認が必要です。

ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

ひな形2：コース契約の仕分けチェック表

特定継続的役務提供に当たり得るかを、人が確認するための表です。エステティックは、次の施術内容に当たり、美容医療に該当するものを除き、**期間が1月を超え、金額が5万円を超えるもの**が対象です。

確認項目	見ること	記入
施術の内容	皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術か	☐
美容医療	いわゆる美容医療に該当しないか。個別の判断は専門家へ確認	☐
期間	提供期間が1月を超えるか。開始・終了と延長条件を確認	☐
金額	支払う金額が5万円を超えるか。関連商品の価額を含めて確認	☐
チケット・会員権	有効期限を提供期間とみなす。期限なしは基準期間を超える扱い。金額等の要件も確認	☐
脱毛	体毛の除去は「皮膚を清潔にし若しくは美化し」に該当すると考えられる。期間・金額も確認	☐
物販のみ・施術無料	実態が物販と役務で一對なら、期間1月超・関連商品を含む金額5万円超で対象	☐
契約変更	一方的に変更しない。延長で要件に該当する場合、その時点で所定の書面が必要	☐

仕分けメモ（AIの外で記入）

契約名 ☐ / 施術内容 ☐ / 提供期間 ☐ / 対価・関連商品・合計 ☐

確認資料・版 ☐ / 未確認の点 ☐ / 相談先・回答 ☐

見込み ☐ [当たり得る / 当たらないと見込まれる / 要確認] / 理由 ☐

当たり得る場合：P7以降の書面・クーリング・オフ運用を確認します。

当たらないと見込まれる場合：誇大広告等・景品表示法の確認を続けます。

確認者 ☐ / 確認日 ☐ / 次の対応 ☐

この表で当たる／当たらないを断定しません。迷ったら消費生活センター・専門家に確認します。AIに法令への適合を判定させません。

出典：消費者庁 特定商取引法ガイド・Q&A <https://www.no-trouble.caa.go.jp/what/continuouservices/> / <https://www.no-trouble.caa.go.jp/qa/continuouservices.html> / 確認日：2026年10月22日

ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

概要書面・契約書面の記載事項チェック

P6で対象となり得る契約を確認した上で使います。法第42条では、契約締結前に概要書面、締結後に遅滞なく契約書面を渡します。下表は確認済み資料の要点です。実際の法定記載事項・様式は人が照合します。

確認項目	書面で照合する内容	概要書面	契約書面
交付時期	概要＝契約前／契約＝締結後遅滞なく。交付の記録も確認	[確認済]	[確認済]
事業者	氏名（名称）・住所・電話番号	[確認済]	[確認済]
役務	施術の内容、回数等の契約内容	[確認済]	[確認済]
必要な商品	購入が必要な商品とその内容	[確認済]	[確認済]
支払	対価その他の支払う金銭の額、支払時期・方法	[確認済]	[確認済]
提供期間	役務を提供する期間	[確認済]	[確認済]
クーリング・オフ	解除に関する事項。赤枠の中に赤字で記載	[確認済]	[確認済]
中途解約	中途解約に関する事項、精算の条件	[確認済]	[確認済]
前受金	保全措置の有無・内容	[確認済]	[確認済]
特約	特約の内容。法令と矛盾する条件がないか	[確認済]	[確認済]
注意・文字	注意事項は赤枠の中に赤字。字の大きさは8ポイント以上	[確認済]	[確認済]

書面の管理欄

対象の契約・書面の版 / 根拠資料 / 確認者・日
不足項目・修正内容 / 交付担当 / 交付記録の保管先
概要書面の交付日 / 契約締結日 / 契約書面の交付日

書面を整えるのは人です。AIの案内文は法定書面の代わりになりません。このチェック表自体も法定書面ではありません。

前払方式で5万円を超える特定継続的役務提供では、業務・財産の状況を記載した書類を用意し、求めに応じて閲覧できるようにする義務もあります（法第45条）。出典：<https://www.no-trouble.caa.go.jp/what/continuouservices/> / 確認日：2026年10月22日

ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

クーリング・オフと中途解約の早見表

P6の施術内容・美容医療の除外・期間1月超・金額5万円超（関連商品の価額を含む）等を確認した契約についての整理です。すべてのエステ契約が同じ扱いになるとは限りません。

区分	確認する扱い
クーリング・オフ 法第48条	法定の書面を受け取った日から8日以内に、書面または電磁的記録で解除できます。関連商品の販売契約も含みます。提供済みの役務の対価、損害賠償・違約金は不要です。
期間経過後の扱い	事実と違う説明や威迫により、誤認・困惑してクーリング・オフをしなかった場合は、期間経過後も行使できる扱いがあります。
消耗品の例外	使うと商品価値がほとんどなくなる消耗品（いわゆる健康食品、化粧品など）を使ってしまった場合には、クーリング・オフの規定が適用されません。個別の扱いを確認します。
中途解約 法第49条	クーリング・オフ期間後も将来に向かって解除できます。開始前の請求上限は2万円。開始後は提供済み役務の対価相当額＋「2万円と契約残額の10%の低い方」です。
関連商品・入会金	本体契約のクーリング・オフ／中途解約に伴い関連商品も解除できます。入会金は精算ルールに従い返還する性格で、「入会金は返還しない」等の特約は無効です。

計算メモ（上限の確認用・AIの外で人が記入）

契約・申出・書面受領の日 [] / 適用・例外の確認結果 []
 役務対価の総額 [] - 提供済み役務の対価相当額 [] = 契約残額 []
 開始前：請求上限＝2万円／確認した請求額 []
 開始後：追加額の上限＝2万円と契約残額 [] × 10%の低い方 []
 開始後：請求上限＝提供済み役務の対価相当額 [] + 追加額の上限 [] = []
 役務分の精算差額＝受領済み額 [] - 確認した請求額 [] = []
 関連商品・入会金等の取扱い／重複計上の確認 [] / 最終精算・返金額 []
 算定根拠 [] / 確認者・日 [] / 案内予定 []

上限額をそのまま請求額にする表ではありません。例外・個別の判断は消費生活センター等に確認し、契約書面と適用法令に基づき人が精算します。

出典：<https://www.no-trouble.caa.go.jp/what/continuouservices/> / <https://www.no-trouble.caa.go.jp/qa/continuouservices.html> / 確認日：2026年10月22日

ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

契約前の説明：話す順番と避ける言い方

口頭説明の例（実際の書面と照合して使用）

ご検討中の〔コース名〕は、〔施術内容〕を〔回数〕提供するコースです。役務の対価は〔金額〕、その他の費用は〔内訳・金額〕、総額は〔総額〕です。

提供期間は〔開始日〕から〔終了日〕までです。予約・利用の条件は〔内容〕、支払時期と方法は〔内容〕です。

購入が必要な関連商品は〔有無・商品名〕、その総額は〔金額〕です。商品を含む支払総額は〔金額〕です。

クーリング・オフについて、〔適用を確認した条件・期間・通知方法・窓口〕を書面でご説明します。中途解約の条件・精算方法・窓口は〔内容〕です。

前受金の保全措置は〔有無・内容〕です。ご不明な点は〔窓口〕で承ります。

ご契約前に概要書面をお渡しします。ご契約の場合は、締結後に遅滞なく契約書面をお渡しします。内容はお持ち帰りいただき、ご検討いただけます。

禁止行為に当たり得る説明・勧誘を見直す

避ける言い方・状態	理由	言い換え・対応例
「解約は一切できません」	解除を妨げる事実と違う説明	「〔適用条件・精算方法〕を契約書面に沿ってご案内します」
必要な商品代を伝えず「この料金だけ」	故意に事実を告げない勧誘	「関連商品の有無〔 〕、商品を含む支払総額〔 〕です」
「今日だけ」「今決めないと損」と圧力をかける	事実との相違・威迫等を点検	「書面をお持ち帰りいただき、ご都合に合わせてご検討ください」
断っても囲んで勧誘を続ける	威迫して困惑させるおそれ	説明を止め、着替え・退店・検討ができる状態を整えます

法第44条は、勧誘時や解除を妨げるために事実と違うことを告げる行為、勧誘時に故意に事実を告げない行為、威迫して困惑させる行為を禁止しています。

無料体験でも勧誘の状況を確認します。Q&AのQ8は、衣服を脱がされた状態で多数に囲まれ、執拗な勧誘で怖くなって契約した例を示しています。出典： <https://www.no-trouble.caa.go.jp/what/continuouservices/> / <https://www.no-trouble.caa.go.jp/qa/continuouservices.html> / 確認日：2026年10月22日

ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

お客様からの連絡への返信文例

① クーリング・オフ／解約のお申し出への受付返信

【お客様名】様 【店舗名】です。【受付日】に【お申し出の内容】を受け付けました。担当は【担当】、お問い合わせ先は【窓口】です。

契約書面と適用法令を確認し、精算・返金の有無と内訳【確認して記入】、対応予定【日・方法】をご案内します。未確認の点【 】は【連絡日】までにご連絡します。

理由のご回答や継続のご相談を、手続きの条件にはしません。

② 契約書面送付の案内

【お客様名】様 【契約日】の【コース名】の契約書面を【送付方法】で【送付日】にお送りします。内容やお受け取りについてのご連絡は【窓口】で承ります。

契約条件・クーリング・オフ・中途解約の事項は書面をご確認ください。この案内文は契約書面の代わりではありません。

③ コース変更・期間延長の確認

【お客様名】様 【変更・延長のご希望】について、変更前【内容・期間・金額】、変更案【内容・期間・金額】、精算の扱い【 】をご案内します。

内容をご確認いただき、【窓口】へご意向をお知らせください。一方的な変更は行わず、合意内容と必要な書面を【担当】が確認します。

④ 契約者向け：値上げ・休業・閉店の連絡（該当項目を選択）

【お客様名】様 【店舗名】より、【変更内容・理由・実施日／期間】をご案内します。契約中の【コース名】については、【現在の契約条件】と【確認済みの対応内容】をご説明します。

残りの役務・予約の扱い【 】／精算・返金の有無と内訳【 】／対応時期【 】。未確定事項【 】は【次回連絡日】に【方法】でご連絡します。窓口【 】。

AIには型だけを渡します。文面は人が確認し、金額・精算・返金は契約書面と適用法令を照合して【 】に記入します。受付と完了は区別し、引き止めに先に求めて解約を妨げません。

書面の送付時期・方法も人が確認します。Q20は一方的な契約変更を認めず、延長で期間1月超・金額5万円超等の要件に該当する場合、その時点で所定の書面交付が必要としています。出典：<https://www.no-trouble.caa.go.jp/what/continuouservices/> / <https://www.no-trouble.caa.go.jp/qa/continuouservices.html> / 確認日：2026年10月22日

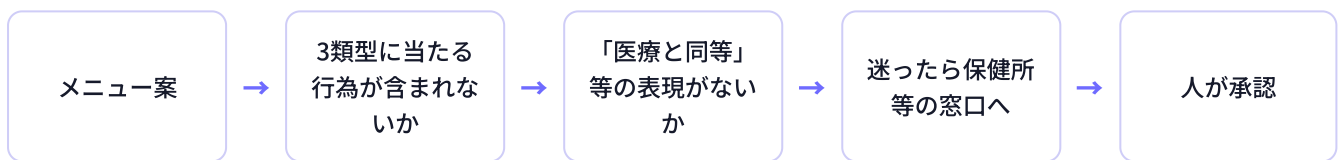
ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

医師法との境界：メニュー表記・発信の確認

平成13年11月8日医政医発第105号は、下記を「医師が行うのでなければ保健衛生上危害の生ずるおそれのある行為」とし、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第17条に違反すると示しています。

通知の種類	通知に示された行為
光線による行為	用いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為
色素を入れる行為	針先に色素を付けながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為
表皮剥離の行為	酸等の化学薬品を皮膚に塗布して、しわ、しみ等に対して表皮剥離を行う行為

メニュー案・AIの下書きを確認する流れ



確認	記録すること
実際の施術	機器・薬剤・方法・目的と説明資料 ☐ / 確認担当 ☐
メニュー・広告	行為の実態と文面の一致 ☐ / 医療と同等と受け取られる表現 ☐
AI肌診断の表示	診断・治療を示唆する表示の有無 ☐ / 出力・画面・広告の確認 ☐
相談・承認	相談先・回答・日 ☐ / 修正箇所 ☐ / 承認者・日 ☐

個別の施術が医行為に当たるかは、この表やAIで断定しません。名称だけで判断せず、迷ったら保健所等の窓口へ確認します。言い換えだけで施術自体の問題が解消するものではありません。

AI肌診断の医療機器該当性は、表示・広告も判断に関わります。診断・治療を示唆しないか、人が確認します。出典：厚生労働省通知 https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6731&dataType=1&pageNo=1 / プログラムの医療機器該当性に関するガイドライン <https://www.pmda.go.jp/files/000240233.pdf> / 確認日：2026年10月22日

ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

表現の言い換え表

言い換えは編集例です。実際の内容・条件・根拠と一致する場合に使います。表現を弱めるだけで適法になるわけではなく、効果・性能の根拠も人が確認して残します。

見直す表現	理由・確認先	言い換え・対応例
「必ず痩せる」	優良誤認／特商法の誇大広告等	「 [施術内容] を [回数・期間] 提供するコースです」。結果の確約を外します
「シミが消える」「シワが無くなる」	化粧品の効能範囲／優良誤認	化粧品の説明は、その商品の範囲を確認して「肌を整えます」「皮膚にうるおいを与えます」等へ
「この化粧品で脂肪が落ちる」	化粧品の効能範囲を超える表現	減量効果をうたわず、 [商品で確認できる効能・使用方法] を案内します
「医療脱毛と同じ効果」	医師法との境界／実態の確認	[実際の施術内容] を記載。医療との同等性を示さず、施術自体もP11で確認します
「今日だけ」「今契約しないと損」	事実との相違・威迫等／特商法	「内容・回数・料金総額・解約条件を書面でご説明します。お持ち帰りいただけます」
「追加費用なし」なのに関連商品が必要	誤認を招く表示・故意の不告知	「関連商品 [有無・内容・金額] ／支払総額 [] 」を明示します

化粧品の効能範囲の例（通知の表現）

項目	表現例
肌の状態	肌を整える。／肌のキメを整える。／皮膚をすこやかに保つ。
うるおい・乾燥	皮膚にうるおいを与える。／皮膚の水分、油分を補い保つ。／皮膚の乾燥を防ぐ。
はり・ツヤ	肌にはりを与える。／肌にツヤを与える。

上の効能例は化粧品の広告・POP等の確認先です。施術メニュー自体を一律に薬機法の対象とは断定せず、景品表示法・特商法の観点でも確認します。出典：https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-lyakushokuhinkyoku/kesyohin_hanni_20111.pdf／<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-lyakushokuhinkyoku/0000179264.pdf>／https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation/misleading_representation／特商法・医師法はP6・P11参照。確認日：2026年10月22日

ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

口コミ・比較写真・AI生成画像の扱い

口コミの依頼・返信のルール

- ・ 実体験に基づく率直な感想を、任意・見返りなしで依頼します。Googleのポリシーでは、投稿・修正・低評価の削除と引き換えの支払い・割引・無料提供等を認めていません。
- ・ 本資料の運用例では評価や内容を指定せず、投稿を強要しません。返信で来店履歴・契約・肌や体の状態を補足せず、個別の相談は窓口へ案内します。
- ・ 広告なのに広告と分からない表示は避けます。対価等を渡して関与した投稿は広告・PRと分かる形にします。広告表示があっても、掲載先の口コミ規則を満たすとは限りません。

ビフォーアフター写真とAI生成画像

対象	本資料での運用例
比較写真	本人の掲載同意を確認し、撮影条件 [照明・角度等] ・撮影時期・期間 [] を表示します。条件差や加工で結果を誤認させないか確認します。
AI生成画像	実際の施術結果でない画像を「当店の仕上がり」として見せません。イメージとして使う場合もその旨を明示し、表示全体の誤認を確認します。
体験談・注記	「個人の感想です」「効果を保証するものではありません」だけでは優良誤認が解消するとは限りません。一般的な効果と受け取られないか確認します。

体験談の掲載確認チェック表

確認	記入欄
体験・文意	実体験と原文の意味を確認 [] / 効果の裏付け・掲載範囲 []
本人の同意	媒体・写真・文章・期間の同意 [] / 撤回窓口 []
広告・規則	依頼・対価の有無 [] / 広告表示 [] / 掲載先の規則 []
公開前	個人情報・画像加工・撮影条件の確認 [] / 承認者・日 []

予約・集客サイトのAI生成画像の可否は断定せず、最新の掲載規則を確認します。写真・体験談の原文を文章作成用AIへ渡さず、空欄の型を作ります。出典：<https://support.google.com/contributionpolicy/answer/7400114/>
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/stealth_marketing/ / 優良誤認はP12参照。確認日：2026年10月22日

ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

ひな形3：肌・体型の撮影／会話の録音

AI肌診断機・姿勢分析・会話カルテ等を使う場合のお知らせ・同意書の例です。機能ごとに目的を定め、実際の保存・学習利用・委託の条件と一致させます。

揭示例：[店舗名] 撮影・録音とAI利用のお知らせ

対象：[肌・体型の撮影／会話の録音]／使用システム []

利用目的：[肌・姿勢の情報整理／接客記録の作成等、具体的に]

取得する情報・解析内容：[写真・音声・解析結果等の範囲]

保存先・国 []／保存期間 []／管理者・閲覧者 []

外部送信・委託：[相手・国・内容・再委託]／学習・二次利用：[有無・範囲]

削除の申し出・相談窓口 []／詳しい説明の場所・URL []

撮影・録音は事前にご説明し、ご意向を確認します。断る場合の代替方法は [] です。広告掲載は別に同意を確認します。

同意書（店舗保管用・該当する利用だけを選択）

説明日 []／説明担当 []／お客様署名 []

撮影する部位・範囲 []／録音の範囲 []／日時・場所 []

目的・利用範囲 []／システム・外部送信先 []／委託先 []

保存先・期間 []／閲覧者 []／学習・二次利用の有無と範囲 []

上記の説明を受け、撮影 [同意する／しない]、録音 [同意する／しない]、説明された範囲の保存・AI解析・利用 [同意する／しない] を選択します。

撮影・録音は断れます。代替方法 [] の説明を受けました。広告・SNSへの掲載はこの同意に含めず、媒体・範囲・期間を別に確認します。

同意撤回・削除の申し出先 []／申し出後の対応・制約と説明 []

利用目的は、あらかじめ公表している場合を除き、取得後速やかに本人へ通知または公表します。生成AIへの入力には目的達成に必要な範囲か、学習利用等の条件を確認します。揭示や同意書だけで法的要件が満たされるとは限りません。

署名済みの書類・写真・録音を文章作成用AIに入力しません。出典：個人情報保護法 <https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0000000057>／個人情報保護委員会の注意喚起 <https://www.ppc.go.jp/news/press/2023/230602kouhou/>／
確認日：2026年10月22日

ひな形（例）です。法的助言ではありません。[]を自店の規則・契約・運用に合わせて書き換えてください。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現の判断は、サロンの責任者と各分野の専門家（消費生活センター・保健所等の窓口を含む）に確認してください。

ひな形4：スタッフ向け生成AI利用ルール①

[店舗名] 生成AI利用ルール 改訂 [年月日] / 承認 [役職]

1. 目的

お客様・スタッフの情報を守り、確認済みの内容で文章の下書きを作るために利用します。

2. 対象

[店舗・部署] で働く [社員・アルバイト・業務委託等の対象者] に適用します。

3. 使ってよいAI

[承認したサービス・プラン] と [指定アカウント] を使用します。管理担当は [] です。個人契約や未承認の連携機能は業務で使いません。

利用前に、管理担当が学習利用・保存・共有・管理権限を確認し、確認日 [] と設定を記録します。

4. 使ってよい業務

[問い合わせ返信の型／口コミ返信の型／投稿案／アフターケア案内の型／求人原稿／社内メモの項目整理]

など、承認した業務に限ります。自動送信・公開・登録は行いません。

5. 入れない情報

氏名・連絡先・肌や体の写真・動画・録音、肌や体の状態・既往歴・アレルギー・服薬・妊娠、個別の契約・支払・精算、苦情の原文、スタッフの個人情報を入力しません。詳細は第7章の早見表で確認します。

6. 出力の確認者

作成者 [] が原資料と照合し、確認者 [] が承認します。確認者不在時は [代行者] へ回し、承認まで送信・公開を待ちます。個人情報は承認済み文面に、所定の業務環境で人が差し込みます。

本資料の入力制限は、サロンで採用する慎重な運用例です。情報の法的分類と、サロンで入力を認める範囲は分けて考えます。

ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

生成AI利用ルール②と利用記録票

7. 人が行う判断

コース契約の説明・書面の整備・クーリング・オフや中途解約の対応・精算と返金は、AIに任せず [担当] が契約書面と適用法令で確認します。AIの文面は法定書面の代わりにしません。

施術の安全、肌トラブル・体調不良・既往歴やアレルギーの相談は、AIの回答を待たず [責任者] が対応し、必要に応じて医療機関への相談を案内します。医師が行うのでなければならぬ行為に当たり得るかは、メニュー案の段階で [責任者] が確認し、迷ったら保健所等の窓口へ相談します。

効果表現・ビフォーアフター・口コミの依頼と返信は、[確認者] が根拠と掲載先の規則を確認します。

8. 記録

利用ごとに下の票へ記録します。お客様の氏名、相談の原文、肌や体の状態を票へ転記しません。保管先 []、閲覧者 []、保存期間 [] とします。

9. 迷ったとき・誤って入力したとき

作業と共有を止め、[連絡先] へ速やかに報告します。責任者が入力範囲を確認し、削除依頼・関係者対応を判断します。履歴を消しただけで解決したと扱いません。

10. 見直し

[頻度] と、規約・設定・業務変更時に [担当] が見直します。改訂版は [場所] に置き、旧版を差し替えて全スタッフに共有します。

利用記録票（1回につき1票・お客様情報は記載しない）

利用日 [] / 作成担当の役割 [] / 業務 [] / AI・プラン []

入力資料の種類・公開情報の版 [] / 入力前チェック [済・保留]

出力の修正点 [] / 事実・契約・表現の確認 []

承認担当の役割・日 [] / 送信・公開の担当の役割・日 []

問題・相談の有無と対応管理番号 [] / 見直し事項 []

ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

ひな形5：入力NG早見表

文章作成用の生成AIへ渡す情報のルール例です。AI肌診断機など専用システムでの取扱いは、契約・目的・同意・管理体制を別に確認します。

区分	情報	扱い方
入れない	お客様の氏名・電話・メール・LINE名・住所	【お客様名】【連絡先】の欄にする
入れない	顔・体型・肌の写真、比較写真、動画、会話の録音	添付しない。文章化して個人の特徴を渡すこともしない
入れない	皮膚疾患・アトピー・アレルギー・通院歴・服薬・妊娠中	体質や健康に関する相談は人へ。詳細を依頼文に含めない
入れない	お客様を特定できる体重・サイズ・施術の記録	実測値を渡さず、必要なら【目標の要約】の欄だけ作る
入れない	個別の契約内容・支払・カード・精算・返金の情報	【コース名】【総額】のまま作り、人が書面と照合して記入する
入れない	個別の来店日時・予約・利用履歴	個別データは渡さず、お知らせの型だけ依頼する
入れない	苦情・口コミの原文、スタッフの個人情報や評価	一般的な用件へ抽象化。特定につながる背景は除く
置き換える	来店日・お悩み・担当・固有の出来事	【来店日】【お悩みの要約】【担当】。組合せからの識別も確認
入れてよい	公開済みの営業時間・メニュー表・料金表・店舗の案内	公開版の内容と更新日を確認する
入れてよい	一般的な注意事項・公開済みのキャンペーン条件	個別の申込状況やお客様情報を混ぜない

「お客様A」に置き換えただけでは安全と確定しません。日時・属性・出来事を組み合わせると本人が分かる場合があります。肌や体の情報を一律に要配慮個人情報と断定せず、自店の入力制限として扱います。

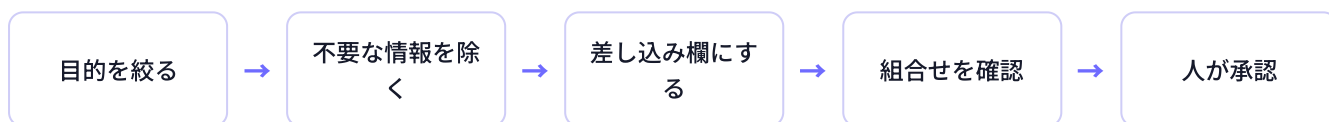
根拠：個人情報保護委員会の生成AI注意喚起（入力が機械学習に使われ得るため、利用規約等の確認を促す）、個人情報保護法第2条等（2026年10月22日確認）。<https://www.ppc.go.jp/news/press/2023/230602kouhou/> / <https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0000000057>

ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

入力前の5つのチェックと置き換え方

確認	入力前に見ること
☐ 1	承認済みのAI・アカウントか。学習・保存・共有の設定を確認したか
☐ 2	氏名・連絡先・肌や体の写真・健康・契約・支払等の情報が混ざっていないか
☐ 3	日時・属性・珍しい出来事などを組み合わせても個人が分からないか
☐ 4	添付ファイル、画像、コメント、ファイル名にも情報が残っていないか
☐ 5	この情報を渡す必要があるか。空欄の型だけで作れないか

置き換えの手順



作業票（AIへ入力する前に、所定の業務環境で記入）

作りたい文面： [アフターケア案内等]

AIに渡す公開情報： [営業時間・メニュー表など]

渡さずに後で埋める欄： [お客様名・来店日・個別の案内など]

取り除いた情報の種類： [健康情報・個別契約など。内容は転記しない]

組合せからの識別の確認： [済／再修正] 確認担当： []

AIへ渡す形の例

施術後に送るアフターケア案内の型を作ってください。宛名は [お客様名]、来店日は [来店日]、個別の注意点は [担当が追記] のままにします。公開済みの問い合わせ先は [店舗の窓口] です。個別の肌の状態や契約は扱いません。

元の情報を変えないでください。分からない所は推測せず [要確認] と書いてください。送信・公開・登録はしないでください。お客様・スタッフの氏名など個人が分かる情報は使わず、 [] の差し込み欄のままにしてください。

出力を承認した後、AIの外で本人宛ての内容を差し込み、宛先も照合します。学習停止の設定は、外部送信・保存・人による確認がなくなることを意味しません。

ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

①体験予約・問い合わせへの返信／②コースのご案内

① 体験予約・問い合わせへの返信（DM・メール）

【お客様名】様 お問い合わせありがとうございます。【店舗名】です。
ご希望に近い日時は【候補日】です。当日は【持ち物・所要時間・集合場所】をご確認ください。料金・コースの内容・契約の条件は【書面／URL】でご案内しています。
ご不明な点は【窓口】へお知らせください。【店舗名・担当の役割】

② コースのご案内（契約を急がせない）

件名：【コース名】のご案内（【店舗名】）
【お客様名】様 【来店日】はご来店ありがとうございました。ご相談いただいた【コース名】について、内容は【施術内容・回数】、提供期間は【 】です。
料金の総額【 】、関連商品の有無【 】、予約のしかた【 】、クーリング・オフと中途解約の条件【書面・URLで案内】は、【概要書面／契約書面】でご確認いただけます。
お持ち帰りいただき、ご都合に合わせてご検討ください。ご契約を急いでいただく必要はありません。【店舗名・担当の役割】／【問い合わせ先】
配信停止をご希望の場合：【停止方法】

送る前に決めること

- 総額・期間・回数・関連商品・解約条件は人が書面と照合して確定し、案内文に差し込む。案内文は概要書面・契約書面の代わりにならない。
- 広告・宣伝メールは原則として事前同意を確認し、同意記録・表示・受信拒否への対応を整える。停止を求めた相手に再送しない。
- 効果は言い切らない。肌や体への影響、施術の可否の個別の判断は人が行う。

広告メールの根拠：総務省「特定電子メール法の概要」（2026年10月22日確認）。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000517382.pdf / LINE公式アカウントの配信に同法が及ぶかは確認していないため、配信の同意はLINEの規約と自店のルールで確認します。

ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

③アフターケア／④睡眠のお客様／⑤初回相談

③ 施術後のアフターケア案内

【お客様名】様 本日はご来店ありがとうございました。施術後は【 】の間、【注意点】にご留意ください。

乾燥が気になるときは、【使用する化粧品】で、うるおいを与えるお手入れをおすすめします。

気になる変化があれば、無理をなさらず【窓口】へご相談ください。症状によっては医療機関への相談をご案内します。【店舗名・担当の役割】

化粧品に触れるときは、効能を第4章の範囲（「肌を整える」「皮膚にうるおいを与える」等）に収め、効果を言い切りません。赤み・かゆみなど個別の肌の状態は人が確認し、AIに判断させません。

④ しばらく来店のないお客様へ（LINE・メール）

【お客様名】様 【店舗名】です。ご無沙汰しております。【季節・お知らせ】のメニューをご用意しました。

ご都合のよいときに、【予約方法】からご予約いただけます。お急ぎいただく必要はありません。ご返信も不要です。

配信停止をご希望の場合：【停止方法】

⑤ 初回カウンセリングの質問項目と同意書の案内

【質問項目の型】気になるお悩み【 】／ふだんのお手入れ【 】／ご希望【 】／ご不安な点【 】／当日の体調で施術者に伝えたいこと【本人が記入】

【同意書のご案内】本日の施術内容と注意点をまとめた書面をお渡しします。ご確認のうえ、ご不明な点は【窓口】へお尋ねください。撮影・録音を行う場合は、別にご説明して意向を確認します。

対象者・送信時期・回数の上限は【担当】が決め、来店履歴をAIへ渡して選別させません。既往歴・アレルギー・妊娠等の具体は、AIへ渡さず、所定の別記録に必要な担当者が管理します。同意書そのものは、人が整えます。

ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

⑥ 口コミ返信と依頼／⑦ 投稿案／⑧ 月4回の配信案

⑥ 口コミ返信：良い口コミ

ご感想をお寄せいただき、ありがとうございます。[公開された感想のうち、個人情報に触れない点]についてのお言葉を拝見しました。今後も[サロンとして取り組むこと]に努めます。[店舗名・担当の役割]

⑥ 口コミ返信：低評価

ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。ご不便をおかけした点について、お話を伺いたく存じます。公開の場では個別のご利用状況を扱わず、[専用窓口]で確認いたします。[店舗名・担当の役割]

⑥ 口コミのお願い（任意・見返りなし）

ご希望であれば、[投稿先]に実際のご体験について率直なご感想をお寄せください。投稿は任意です。

口コミ原文をAIに貼らず、内容を特定できない一般的な返信の型を依頼します。公開返信で来店・契約の事実を補足せず、原因・返金を断定しません。特典と引き換えの依頼、評価の指定、良い評価をしそうな人だけへの依頼はしません。

⑦ Instagram投稿案

[店舗名]の[メニュー名]をご紹介します。内容は[実際の施術内容]。肌の感じ方には個人差があります。

ご利用の条件[対象・所要時間・予約・料金]／詳しいご案内[案内先]。写真は[使用許諾を確認した素材]を使います。[広告・PRの表示が必要な場合の表記]

⑧ 月4回の配信案（LINE等）

1回目・利用案内：[月]の営業案内です。営業時間[]、お休み[]。予定は[確認先]でご確認ください。

2回目・利用案内：初めての方へ。ご来店の流れと持ち物は[案内場所]に掲載しています。

3回目・利用案内：予約方法をご案内します。予約[手順]／変更・取消[方法・期限]。ご不明な点は[窓口]へどうぞ。

4回目・体験案内：[体験メニュー]のご案内です。対象[]／料金・含まれるもの[]／予約[]。契約・コースの条件[]は書面でご確認の上、ご検討ください。

「利用案内3回：体験案内1回」は本資料の構成案であり、配信効果を示す基準ではありません。LINE公式アカウントの料金プランは公式ページで再確認してください。<https://www.lycbiz.com/jp/service/line-official-account/plan/>／ 口コミの根拠はP13参照。

ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

⑨お知らせ／⑩求人原稿

⑨ 料金改定・休業・店舗移転のお知らせ（該当する案内を選ぶ）

料金改定：〔改定日〕より〔対象メニュー〕の料金を改定します。ご契約中のコースの扱いは〔確認済みの内容〕です。ご不明な点は〔窓口〕へお問い合わせください。

休業・移転：〔日時・理由〕のため〔休業／移転〕します。予約済み・ご契約中のコースの扱い〔確認済みの内容〕、お問い合わせ〔窓口〕。

契約中のお客様に関わる内容は、契約書面と適用法令を人が確認してから書きます。契約内容は一方的に変更しません。変更・延長が必要な場合の連絡は、第3章の返信文例③④を使います。

⑩ エステティシャン募集（雇用する場合の原稿）

〔店舗名〕で〔担当業務〕を担うエステティシャンを募集します。応募条件〔 〕／応募方法・連絡先〔 〕。募集者の名称〔 〕／掲載・更新日〔 〕。

雇用形態〔 〕／業務内容〔 〕／業務の変更の範囲〔 〕

就業場所〔 〕／就業場所の変更の範囲〔 〕

契約期間〔 〕／有期契約の更新の有無・判断基準〔 〕／通算契約期間・更新回数の上限〔 〕／試用期間・期間中の条件〔 〕

就業時間〔 〕／休憩〔 〕／休日〔 〕／時間外労働〔有無・内容〕

賃金〔金額・計算単位・内訳〕／固定残業代〔有無〕。ある場合：除いた基本給〔 〕、対象時間数・金額〔 〕、超過分の追加支給〔 〕。

加入保険〔 〕／受動喫煙防止措置〔 〕

求人は掲載時点の実際の条件と照合し、最新の内容に更新します。2024（令和6）年4月施行の改正で、業務の変更の範囲・就業場所の変更の範囲・有期契約の更新基準が明示事項に加われました。根拠：厚生労働省の募集時の労働条件明示資料（2026年10月22日確認）。<https://www.mhlw.go.jp/content/001114110.pdf>

ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

AIに頼む依頼文の型

共通の安全文（毎回、依頼文に添える）

元の情報を変えないでください。分からない所は推測せず【要確認】と書いてください。送信・公開・登録はしないでください。お客様・スタッフの氏名など個人が分かる情報は使わず、【 】の差し込み欄のままにしてください。

依頼する仕事

あなたはエステサロンの文章作成補助です。【対象読者】向けに、【目的】の【メール／配信文／社内用の型】を作ってください。

使う情報は、次の公開情報と人が決めた一般的な条件だけです：【情報】。長さ【 】／文体【 】／必要な項目【 】。

契約・解約・返金の判断、肌や体の診断、効果の断定、口コミの評価誘導を加えないでください。個別情報は差し込み欄にしてください。

例A：コースのご案内メール

【コース名】のご案内メールの型を作ってください。内容・回数・提供期間・総額・関連商品・書面の確認先【URL】は【 】のままにします。お持ち帰りで検討できること、問い合わせ先【窓口】を含めます。契約を急がせる表現は入れないでください。

例B：口コミ返信

口コミへの返信の型を2種類（感謝／ご不便をおかけした点）作ってください。個別の来店・契約・肌の状態には触れず、特典と引き換えの依頼は入れないでください。

依頼文に入れてはいけない指示

入れない指示	理由
「今日中に契約したくなる文面に」「断りにくい言い方で」	事実との相違・威迫等の禁止行為につながる。急がせない型を依頼する
「確実に痩せる／シミが消えると書いて」	優良誤認・誇大広告・化粧品品の効能範囲。効果を言い切らない
「この文面は特定商取引法に違反しないか判定して」	AIに適合の判定をさせない。書面と文面は人が整え、迷えば専門家へ
「契約書面の代わりにする案内を作って」	AIの文面は法定書面の代わりにならない
お客様の氏名・写真・肌の状態・契約額を貼り付ける	第7章の入力NG。差し込み欄にする

ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

もう2つの例と、出力・送信前の確認

例C：契約前の説明メモの項目（社内用）

コース契約前に口頭で説明する項目のチェックリストの型を作ってください。項目はコースの内容・回数・総額・提供期間・関連商品・クーリング・オフ・中途解約・書面の交付とし、数字と条件は [] のままにします。「これは概要書面・契約書面の代わりではない」と末尾に入れてください。

例D：初回カウンセリング後の社内メモの項目

初回カウンセリング後の社内メモの空欄の型を作ってください。希望する利用方法、説明済みの条件、持ち帰る検討事項、次の対応の欄を設けます。氏名・肌や体の状態・既往歴・アレルギー・個別契約のデータは渡しません。

観点	人が確かめること
事実	日時・金額・期間・条件は書面と一致するか。推測で足した内容はないか
判断	契約・解約・返金・施術の安全・医療との境界・効果をAIが結論づけていないか
情報	個人が分かる内容や、公開できない情報が含まれていないか
読み手	契約を急がせないか。書面・問い合わせ先が分かるか
承認	[要確認] を解消し、差し込み後の宛先・内容を担当者が承認したか

公的な資料で確認しておくこと

確認日：2026年10月22日。以下は一次資料の要点と本資料の運用例です。個別の適用は自店の運用に即して確認します。

資料・制度	確認する要点
特定商取引法（特定継続的役務提供）／消費者庁	エステティックは期間1月超・5万円超等が対象。概要書面・契約書面（法第42条）、誇大広告等の禁止（第43条）、禁止行為（第44条）、クーリング・オフ（第48条）、中途解約（第49条）。個別の適用は消費生活センター等に確認
医師法第17条と脱毛行為等／厚生労働省	平成13年医政医発第105号の3類型は医師が行うのでなければならない行為。個別の施術の該当は断定せず、迷えば保健所等へ
景品表示法／消費者庁	優良誤認の禁止と不実証広告規制。対価等で関与した表示は広告と分かる形にする（ステルスマーケティング規制）
化粧品の効能の範囲／厚生労働省	承認を要しない化粧品の効能効果の表現は通知の範囲をこえない（医薬品等適正広告基準）
個人情報保護法・個人情報保護委員会	利用目的の通知・公表。生成AI入力は目的の範囲か、学習利用等を確認する注意喚起
特定電子メール法／総務省	広告メールは原則事前同意。同意記録・表示・受信拒否後の再送停止
求人の労働条件の明示／厚生労働省	業務・就業場所の変更の範囲、有期契約の更新基準・上限等を明示。求人を正確・最新に保つ
国民生活センター	2025年度のエステティックサービスの相談は14,691件（2024年度は9,807件、対前年度比149.8%）。PIO-NETへの登録件数であり、サロンの契約件数や被害の総数ではありません
帝国データバンク	2025年1～7月の脱毛サロン・クリニックの倒産は12件。コース契約と前受金への依存が背景として分析されています。エステサロン全体の統計ではありません

参照先：特商法ガイド <https://www.no-trouble.caa.go.jp/what/continuouservices/> ／ Q&A <https://www.no-trouble.caa.go.jp/qa/continuouservices.html> ／ 医師法通知 https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6731&dataType=1&pageNo=1 ／ 景表法 https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation/misleading_representation/ ／ ステマ https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/stealth_marketing/ ／ 国民生活センター https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20260805_1.pdf ／ 帝国データバンク <https://www.tdb.co.jp/report/industry/20250818-datsumou25y/> ／ 市場の規模は民間調査（美容センサス2026年上期）で3116億円（前年比-7.3%）と推計されています。

ひな形（例）であり、法的助言ではありません。契約書面・個人情報・医療との境界・広告表現は、サロンの責任者と専門家に確認してください。

補助金とAIの利用条件・運用チェック

確認日：2026年10月22日。制度・規約は申請・契約時に再確認してください。

資料・制度	確認する要点
デジタル化・AI導入補助金2026	通常枠は業務プロセス1〜3つで5万〜150万円、4つ以上で150万〜450万円。補助率1/2以内（最低賃金近傍は2/3以内）。AIツールは登録ツールに限る。ページ記載の締切は2026年10月30日17:00。自店の業種区分は窓口に照会する
小規模事業者持続化補助金（第20回・一般型通常枠）	補助上限50万円、補助率2/3。経営計画に基づく販路開拓が対象。受付開始11月5日・締切12月15日（予定）。要件は公募要領で確認

補助金は、生成AIの月額料金が一律に対象になるとは扱わず、登録ツール・対象経費・公募要領を確認します。<https://it-shien.smrj.go.jp/news/40013> / <https://j-net21.smrj.go.jp/news/nskto6000001zxd4.html>

生成AIの料金・学習利用は恒久的なものではありません。個人向けは入力学習に使われ得る設定があり、組織向けは既定で学習しない契約がありますが、「学習しない」ことは「保存・外部送信しない」「人が確認しない」と同じ意味ではなく、法人向けでもお客様の情報を入力してよいことにはなりません。料金・年齢条件・利用枠は公式の表示を契約時に確認します。

運用チェック10項目

確認	チェックすること
☐ 1	原本に改訂日・承認者があり、スタッフが参照できる
☐ 2	使用するAI・プラン・アカウントが決まっている
☐ 3	学習・保存・共有・権限を規約変更時にも確認している
☐ 4	入力NG早見表が掲示され、添付も含めて入力前確認をしている
☐ 5	出力の確認者と代行者がおり、送信前に承認している
☐ 6	契約説明・書面・解約・返金・施術の安全をAIに任せていない
☐ 7	概要書面・契約書面の記載事項を、人が定期的に点検している
☐ 8	勧誘文・広告の確認者がいて、急がせる表現・効果の言い切りを点検している
☐ 9	撮影・録音の同意と削除窓口、保存期限を管理している
☐ 10	導入前後の指標・確認負担を見て、継続・変更・停止を決めている

よくある質問／AI-LEAPについて

Q どの種類から始めればよいですか？

困っている業務と、改善を測る数字から選びます。第1章の順番は編集例です。お客様の情報を入れない口コミ返信や案内文の下書きから試し、第2章の判断シートに自店の条件を記入してください。

Q AIで作ったコース案内を、特定商取引法の場面でそのまま使えますか？

そのまま使いません。AIの文面は概要書面・契約書面の代わりになりません。総額・期間・回数・解約条件は人が書面と照合して差し込み、急がせる表現や事実と違う説明を依頼文に入れません。個別の適用は消費生活センター等・専門家に確認してください。

Q 「お客様A」と書き換えれば入力できますか？

それだけでは判断できません。日時・肌や体の特徴・契約・出来事の組合せから本人が分かることがあります。空欄の型を作り、個別情報はAIの外で記入します。

Q 肌や体型の写真をAIに入れてもよいですか？

文章作成用の生成AIには入れない運用を基本にします。AI肌診断機などで撮影する場合は、保存場所・期間・学習利用を提供元に確認し、お客様へ説明して同意を得てから使います。第5章のひな形は法的助言ではありません。

Q 医師が行う行為に当たるかどうか、AIで確認できますか？

AIでは確認できません。メニューの実態と表現を人が確認し、迷ったら保健所等の窓口へ相談します。個別の施術が当たるかは、この資料では断定しません。

FREE CONSULTATION

自店の業務と利用ルールを、相談から整理する

株式会社AI-LEAPへの無料オンライン相談では、**「困っている業務」** **「使いたい文例」** **「スタッフの利用ルールで迷う点」** をもとに、自店で検討したいことを整理します。相談時にお客様の個人情報を共有する必要はありません。

無料相談を予約する

https://schedule.ai-leap.jp/tajima/session?src=wp_esthe_ai_reibun

ご注意：効果はサロン・事業者により異なり、成果を保証するものではありません。ご相談のみで、ご契約をお約束するものではありません。

株式会社AI-LEAP <https://ai-leap.jp> / 本資料は2026年10月22日時点の確認済み情報と編集上の運用例に基づきます。制度・規約・料金は利用時に公式資料を確認してください。